5　加盟国は、船員の募集及び職業紹介のための機関が自国の領域内に設立される場合には、当該船員の募集及び職業紹介のための機関に対し有効に管轄権を行使し、及び有効に規制を行う。

6　加盟国は、この条約上の義務に違反することを禁止し、及び国際法に従い、その違反を防止するために十分な内容の法令に基づき、制裁措置を定め、又は是正措置をとることを要求する。

7　加盟国は、この条約を批准していない国を旗国とする船舶がこの条約を批准している国を旗国とする船舶よりも有利な取扱いを受けないことを確保するような方法でこの条約に基づく自国の責任を果たす。

規則並びに規範A部及び規範B部

第六条

1　規則及び規範A部の規定は、義務的なものとする。規範B部の規定は、義務的なものではない。

2　加盟国は、規則に定める権利及び原則を尊重すること並びに規範A部の関連規定に定める方法で各規則を実施することを約束する。さらに、加盟国は、規範B部に定める方法で自国の責任を果たすことについて妥当な考慮を払う。

3　規範A部に定める方法で権利及び原則を実施することができない加盟国は、この条約に別段の明文の規定がない限り、規範A部の規定と実質的に同等な自国の法令の規定又は他の措置を通じて規範A部を実施することができる。

4　3の規定の適用上に限り、法令、団体交渉の合意又は他の実施のための措置は、加盟国が次のことを確認する場合には、この条約との関係において、実質的に同等であるとみなす。

(a)　関係する規範A部の規定の一般的な趣旨及び目的の完全な達成に資するものであること。

(b)　関係する規範A部の規定の趣旨を実現するものであること。

船舶所有者団体及び船員団体との協議

第七条

この条約により船舶所有者団体及び船員団体との協議が必要とされるこの条約の特例、適用除外又は他の弾力的な適用については、加盟国内に代表的な船舶所有者団体又は船員団体が存在しない場合には、第十三条に規定する委員会との協議を通じてのみ、当該加盟国が決定することができる。

効力発生

第八条

1　この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通告する。

2　この条約は、国際労働機関の加盟国であって自国による批准が国際労働事務局長により登録されたもののみを拘束する。

3　この条約は、三十以上の加盟国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十三パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

4　この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

廃棄

第九条

1　この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2　1に規定する十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しない加盟国は、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、新たな十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

効力発生の効果

第十条

この条約は、次の条約を改正するものである。

千九百二十年の最低年齢（海上）条約（第七号）

千九百二十年の失業補償（海難）条約（第八号）

千九百二十年の海員の職業紹介条約（第九号）

千九百二十一年の年少者（海上）の体格検査条約（第十六号）

千九百二十六年の海員の雇入契約条約（第二十二号）

千九百二十六年の海員送還条約（第二十三号）

千九百三十六年の職員海技免状条約（第五十三号）

千九百三十六年の有給休暇（海上）条約（第五十四号）

千九百三十六年の船舶所有者責任（傷病海員）条約（第五十五号）

千九百三十六年の傷病保険（海上）条約（第五十六号）

千九百三十六年の労働時間及び配乗（海上）条約（第五十七号）

千九百三十六年の最低年齢（海上）改正条約（第五十八号）

千九百四十六年の食料及び司厨（船舶乗組員）条約（第六十八号）

千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約（第六十九号）

千九百四十六年の社会保障（船員）条約（第七十号）

千九百四十六年の有給休暇（船員）条約（第七十一号）

千九百四十六年の健康検査（船員）条約（第七十三号）

千九百四十六年の有能海員の資格証明条約（第七十四号）

千九百四十六年の乗組員設備条約（第七十五号）

千九百四十六年の賃金、労働時間及び配乗（海上）条約（第七十六号）

千九百四十九年の有給休暇（船員）改正条約（第九十一号）

千九百四十九年の乗組員設備改正条約（第九十二号）

千九百四十九年の賃金、労働時間及び配乗（海上）改正条約（第九十三号）

千九百五十八年の賃金、労働時間及び配乗（海上）改正条約（第百九号）

千九百七十年の乗組員設備（補足規定）条約（第百三十三号）

千九百七十年の災害防止（船員）条約（第百三十四号）

千九百七十六年の雇用（船員）の継続性条約（第百四十五号）

千九百七十六年の船員の年次有給休暇条約（第百四十六号）

千九百七十六年の商船（最低基準）条約（第百四十七号）

千九百七十六年の商船（最低基準）条約（第百四十七号）の千九百九十六年の議定書

千九百八十七年の船員の厚生条約（第百六十三号）

千九百八十七年の健康の保護及び医療（船員）条約（第百六十四号）

千九百八十七年の社会保障（船員）改正条約（第百六十五号）

千九百八十七年の船員送還改正条約（第百六十六号）

千九百九十六年の労働監督（船員）条約（第百七十八号）

千九百九十六年の船員の募集及び職業紹介条約（第百七十九号）

千九百九十六年の船員の労働時間及び船舶の配乗条約（第百八十号）

寄託

第十一条

1　国際労働事務局長は、この条約に基づく全ての批准、受諾及び廃棄の登録について国際労働機関の全ての加盟国に通報する。

2　国際労働事務局長は、第八条3に定める条件が満たされたときは、この条約が効力を生ずる日につき国際労働機関の加盟国の注意を喚起する。

第十二条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、この条約に従って登録された全ての批准、受諾及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通報する。